

CL5

財経第 234 号
平成 19 年 10 月 19 日

財団
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

社
団法人 生命保険協会
経 理 部 会
部会長 浜 田 淳 一

企業会計基準公開草案第 21 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準
(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 26 号「セグメント情報等の開示
に関する会計基準の適用指針(案)」について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 9 月 4 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、
当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い
申し上げます。

敬白

別紙

**企業会計基準公開草案第 21 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 26 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の
適用指針(案)」に関する意見****会計基準第 46 項から第 48 項について**

第 46 項において、マネジメント・アプローチの短所として「企業間の比較が困難になる」、「同一企業の年度間の比較が困難になる」、「企業の事業活動の障害となる可能性がある」ことが指摘されているが、このうち「企業の事業活動の障害となる可能性がある」という問題は、企業にとって根本的に重大な問題であるにも拘わらず、検討の経緯が明記されておらず、また、「同一企業の年度間の比較が困難になる」という問題を除き、その影響を小さくするための特段の手当てがなされていない。

マネジメント・アプローチの採用を決する場合には、米国会計基準の検討の際にも指摘されていたというこれらの短所について慎重な検討を行うことが必要であり、既に検討が行われているということであれば、その経緯を結論の背景等で明記したうえで、必要に応じてこれらの短所による影響を小さくするための手当てについてご検討いただきたい。

以 上